

1. 対応方針別表 1 の該当部分

番号	509
事項名	外国企業の職員が支店等開設準備を行う場合における「企業内転勤」の在留資格の付与
規制の特例措置の概要	外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化を図ることが見込まれる地域において、地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合に、本邦における事業所としての拠点確保が確実であることとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	外国企業支店等開設促進事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領(平成15年9月10日法務省管第5329号)第12編第16節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっており、新たに出店等する場合には、当該事業所として使用する施設について貸借権等が設定されていることが求められている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対し地方公共団体等が提供した施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。</p> <p>(1) 外国企業(地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。)が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、地方公共団体等が外国企業に対し当該特区においてその事業の用に供する施設を提供するための必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。</p> <p>(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2. 上記1の申請をする地方公共団体は、上記1(1)の施設を提供する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定しなければならない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし